

## パブリックコメント募集

「吉野川市過疎地域持続的発展計画」について、4月1日に山川町が過疎地域として新たに指定されたため、同計画の変更を行うものです。

**案件名** 「吉野川市過疎地域持続的発展計画」の素案について

**案の概要** 過疎地域に指定されている美郷および山川町の持続的発展のため実施する、産業の振興、生活基盤の整備、地域振興などの諸施策についての方針を示すものです。

### 意見募集期間

4月15日(金)～5月13日(金)

### 閲覧場所

市長公室(本館3階)、各支所(川島・山川・美郷)および市ホームページ



●問い合わせ  
**市長公室**  
☎ 22-2203 FAX 22-2244

## 2022年度第1回吉野川市人権講座

テーマ 「男女共同参画」

～アンコンシャス・バイアスって何?～

**と き** 6月4日(出)  
受付 午後1時30分～  
講演 午後2時～3時ごろ

**と ころ** 市役所本館3階大会議室  
**講 師** 山野 明美氏  
**定 員** 会場参加 30人(先着順)  
オンライン参加 70人

**参 加 費** 無料  
**申込方法** 電話またはメール  
**申込内容** 氏名・住所・連絡先電話番号・  
メールアドレス

**申込期限** 5月26日(木)  
○座席は指定させていただきます。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催方法が変更または中止になる場合があります。  
★提供いただいた個人情報、当講演会の管理運営以外には使用しません。

●問い合わせ  
**人権課・人権教育推進協議会**  
☎ 22-2229 FAX 22-2260

## 人権とびっくす

### 人権を育む西麻植教育集会所

西麻植教育集会所では、児童・生徒が物事を正しく捉える力を育み、人権意識の高揚をめざして、保護者や地域の方々の協力のもとさまざまな活動を行っています。

●勉強に励む!  
子どもたちは、毎週2回放課後に国語と算数(数学)の学習に励んでいます。また、月2回水曜日に、書道教室も行っています。それぞれ自分の課題に向かって頑張っています。

●人権学習の場!  
西麻植小学校の5・6年生が、集会所の歴史や込められた地域の思いを聞いたり、自分たちの問題を考えたりする「つばくろの家」人権学習会を行っています。また、鴨島第一中学校の生徒も、フィールドワークを通して人権意識を高め、差別をなくす強い思いを持ちました。

令和3年度に人権講師団の徳山さんを講師に招き行った研修会では、保護者や教員が参加し、「水平社宣言」について改めて学び、人権尊重の大切さを教わりました。



勉強に励む子どもたち

●絆を育てる!  
子どもにとって一番心に残ることは、「友だちとの楽しい時間」です。冬休み前に開催した小・中学生合同「お楽しみ会」では、みんなでボウリングに行きました。ボウリングを話題に、みんなの会話が弾みます。上手いくと褒め合い、失敗すると励まし合い、笑顔あふれる交流会となりました。

このように、西麻植教育集会所は、人と人が繋がり、人権を考える大切な場所です。

西麻植人権学習会では、共に頑張る仲間のお待ちしています。

●問い合わせ  
☎ 22-2229  
FAX 22-2260  
☎ 24-5295  
FAX 24-5295  
西麻植教育集会所



## 自動交付機廃止のお知らせ

市役所本館1階西口玄関横に設置している自動交付機は、機器の老朽化と部品の製造中止により、修理も困難なため、令和4年3月31日をもって廃止としました。住民票の写しや印鑑登録証明書が必要な場合は、市民課または各支所の窓口をご利用ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの場合は窓口よりも手数料が100円お得なコンビニ交付を利用できます。

なお、よしのがわ市民カードは「印鑑登録証」として、窓口で印鑑登録証明書を取得する場合や改印などの印鑑登録変更手続きに必要となりますので、引き続き大切に保管しておいてください(紛失した場合、印鑑登録証の再交付には450円が必要です)。

●問い合わせ  
**市民課**  
☎ 22-2210 FAX 22-2245

## 「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定しました

本市では、第1次計画の計画期間満了に伴い、「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」の理念を具現化し、人権施策の推進に関する具体的な取り組みを示すことを目的とする「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定しました。

- 1. 基本理念**  
人権の花咲くまち 吉野川
- 2. 基本方針**
  - 人権を尊重する意識の普及と高揚
  - 全ての人がいきいきと暮らすことのできる社会の実現
  - 人権尊重を基盤に据えた行政の推進
- 3. 計画期間**  
2022(令4)年度から2031(令13)年度までの10年間

●問い合わせ  
**人権課**  
☎ 22-2229 FAX 22-2260

## 特定計量器(はかり)の定期検査を実施します

取引や証明に使用する特定計量器(はかり)は計量法に基づく定期検査を受けることが義務づけられています。

下記の日程で定期検査を実施しますので、特定計量器(はかり)を持っている方は必ず受けてください。

検査日	検査場所
5月9日(月)	吉野川市ふるさとセンター
5月10日(火)	山川地域総合センター
5月11日(水)	吉野川市川島体育館
5月12日(木)	吉野川市役所
5月13日(金)	吉野川市役所

※受付時間は午前11時～午後3時  
○定期検査には手数料が必要です。詳しくは、徳島県工業技術センターに問い合わせください。  
○定期検査に代わる計量士による検査を受けている特定計量器は、定期検査を免除されます。  
○期限内にやむを得ない理由で受検できない場合は、商工観光課または徳島県工業技術センターに連絡してください。  
○検査を受けないと取引・証明に使用できません。

●問い合わせ  
**徳島県立工業技術センター**  
☎ 088-669-6369  
FAX 088-669-1988  
**商工観光課**  
☎ 22-2226 FAX 22-2237

## 「ごみ集積かご」の設置に補助金を交付します

「ごみ集積かご(移動式含む)」の設置に要する費用に対して補助金を交付します。

**補助対象** 自治会が設置するごみ集積かご(老朽化や破損により再設置する場合も含む)  
※新たに設置する場合は、事前申請による許可が必要です。  
※整地費用や、既存のごみ集積かごの修理・補強に要する費用は対象外です。  
**補助金額** 1件につき上限8万円  
※補助件数に限りがあります。詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ  
**運転管理センター**  
☎ 25-2111 FAX 25-2112